

岩手県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年7月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ニ チイ学館	東京都千代田区神田駿 河台二丁目9番地	ニチイケアセンター 釜石大町	釜石市大町一丁目8番 6号明治中央ビル1階	釜石市中妻町一丁目12 番2号	平成23年4月 1日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
有限会社や まざき	釜石市鶴住居町第16地 割22番地10	やまざき機能訓練デ イサービスホーム	釜石市鶴住居町第17地 割4番地1	釜石市鶴住居町第25地 割10番地9	平成22年6月 1日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ニ チイ学館	東京都千代田区神田駿 河台二丁目9番地	ニチイケアセンター 釜石大町	釜石市大町一丁目8番 6号明治中央ビル1階	釜石市中妻町一丁目12 番2号	平成23年4月 1日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社ニ チイ学館	東京都千代田区神田駿 河台二丁目9番地	ニチイケアセンター 釜石大町	釜石市大町一丁目8番 6号明治中央ビル1階	釜石市中妻町一丁目12 番2号	平成23年4月 1日

5 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
有限会社や まざき	釜石市鶴住居町第16地 割22番地10	やまざき機能訓練デ イサービスホーム	釜石市鶴住居町第17地 割4番地1	釜石市鶴住居町第25地 割10番地9	平成22年6月 1日